

ワンストップ特例制度について

■ワンストップ特例制度（平成27年4月1日から）

確定申告が不要な給与所得者や年金所得者がふるさと納税する場合、寄附する自治体が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税をした自治体に「申告特例申請書」を提出することにより確定申告等をせずに税の控除を受けられるようになります。

本町へ申告特例申請書を提出された場合、当該寄附年内に支出した本町への寄附合計額をお住まいの市区町村長へ通知します。

なお、申告特例を適用すると本来寄附した年の所得税から控除される税についても、寄附翌年の住民税から控除されることとなります。

■ワンストップ特例の対象者

次の条件を満たす方に限られます。

1. 所得税について確定申告書を提出する義務がない、または確定申告を要しない旨の所得税法の規定が適用されること
2. 個人住民税に係る申告書の提出を要しないこと
3. 申告特例の適用を受けるための申請を行う自治体の数が5以下であることが見込まれること

なお、次のいずれかに該当する場合には、申告特例の申請はなかったものとみなされます。

- ・確定申告を要しない旨の所得税法の適用を受けなかったとき
- ・当該寄附年度分の個人住民税に係る申告書を提出したとき
- ・申告特例申請を行った自治体の数が5を超えたとき

■申請方法

2016年はマイナンバー法の施行により、各種書類の提出が義務付けられました。申告特例申請書および必要書類を提出することが必要となります。

<Step1>（申告特例申請書の記入）

記入例を参考に同封された申告特例申請書を記入してください。

<Step2>（必要書類の用意）

申告特例申請書と一緒に、以下の(1)～(5)のいずれかの書類を同封します。

- (1)マイナンバーカードの写し（※両面）
- (2)番号通知カードの写し + 運転免許証の写し、またはパスポートの写し
- (3)住民票（番号あり）の写し + 運転免許証の写し、またはパスポートの写し
- (4)番号通知カードの写し + 健康保険証および年金手帳など、公的書類 2点以上の写し
- (5)住民票（番号あり）の写し + 健康保険証および年金手帳など、公的書類 2点以上の写し

<Step3>（寄附した自治体へ郵送する）

申告特例申請書と必要書類を以下の送付先へ郵送してください。

（送付先）

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
鞍手町役場政策推進課 政策係 宛

■ワンストップ特例申請書類の提出期限

平成29年1月10日（火）必着（平成28年1月1日から平成28年12月31日までの寄附分）

■注意事項

- ・申請書を提出した後に住所等が変更になった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。申告特例申請書を提出した自治体にお問い合わせください。
- ・ワンストップ特例申請をされた方が、確定申告または住民税申告をした場合は、ワンストップ特例申請がなかったものとして取り扱われます。

平成

年寄附

提出日を記入してください。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

捺印してください。

平成	年	月	日	整理番号	
※※県※※市長				氏名	印
住所				個人番号	
				性別	
電話番号				生年月日	

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

住所を記入してください。
(注)記載内容について年内に変更が生じた場合は特例申請事項変更変更届出書の提出が必要です。

「住居の所在」を記載してください。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く。)である場合に限り、チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

①と②どちらも該当する場合に限りワンストップ特例の申請が可能となります。

ワンストップ特例申請で寄附をする地方団体数が、年間で5団体以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

平成 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所		受付日付印
氏名	殿	

整理番号:

受付団体名	※※県※※市
-------	--------

第五十五号の五様式(附則第二条の四関係)